

令和 2 年 第 3 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和2年第3回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和2年3月19日(木) 午後2時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 丹 澤 直 己 君
委 員 大 橋 亜由美 君
委 員 中 享 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 高 橋 由 紀 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局長 木 村 均 君
担 当 部 長
子ども未来創造局長 小 林 誠 一 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 岡 裕 美 君
副 部 長
子ども未来創造局 石 橋 充 久 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 巢 組 悦 子 君
児童相談支援センター長
子ども未来創造局 野 澤 昌 弘 君
担 当 副 理 事
教 育 政 策 室 長 藪 本 正 博 君
放課後子ども支援室長 多 々 撰 子 君

| | |
|------------------|--------|
| 学校給食室担当室長 | 白井晃世君 |
| 教職員人事室長 | 金城忠君 |
| 学校教育室長 | 高取貞光君 |
| 幼児教育保育室長 | 福田浩子君 |
| 子どもすこやか室長 | 片山由香子君 |
| 児童相談支援センター副センター長 | 山田睦美君 |
| 文化国際室長 | 村中慶三君 |
| 生涯学習・市民活動室長 | 菅原かおり君 |
| 保健スポーツ室長 | 遠近高明君 |

1. 出席事務局職員

教育政策室参事 乾 敬一朗 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件
- 日程第 4 箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件
- 日程第 5 箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件
- 日程第 6 箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱廃止の件
- 日程第 7 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 8 箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件
- 日程第 9 箕面市妊婦健康診査費助成要綱改正の件
- 日程第 10 要保護児童対策協議会設置要綱改正の件
- 日程第 11 箕面市立保育所嘱託医委嘱の件
- 日程第 12 箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件
- 日程第 13 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第 14 箕面市早期療育内科医委嘱の件
- 日程第 15 箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件
- 日程第 16 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 17 箕面市学校給食費の取扱いに関する規則制定の件
- 日程第 18 箕面市塾代助成金交付要綱制定の件
- 日程第 19 箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規

則改正の件

- 日程第 2 0 箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱改正の件
- 日程第 2 1 箕面市教員資質諮問委員設置要綱廃止の件
- 日程第 2 2 箕面市教育委員会の所管に係る令和元年度一般会計補正予算(第 8 号)の件
- 日程第 2 3 箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
- 日程第 2 4 箕面市教育委員会活動評価委員解職の件
- 日程第 2 5 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会委員任命の件
- 日程第 2 6 箕面市立小学校及び中学校の学校医委嘱の件
- 日程第 2 7 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 2 8 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 2 9 生徒指導の件
- 日程第 3 0 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会及び箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果並びに同職員の処分の件
- 日程第 3 1 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会及び箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果並びに同職員の処分の件
- 日程第 3 2 箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
- 日程追加第 1 箕面市教育委員会の所管に係る令和元年度一般会計補正予算(第 9 号)の件

(午後 2 時開会)

- 教育長(藤迫稔君) : ただ今から、令和 2 年第 3 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。
(事務局報告)
- 教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。あらかじめ予定しておりました日程第 7、議案第 1 5 号につきましては取下げさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
- 教育長(藤迫稔君) : また、本日の定例会は新型コロナウイルス感染症対策として可能な限り出席職員を限定すると共に、該当案件に応じて職員が退出入いたしますのであらかじめご了解いただきたいと思います。
- 教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規

定に基づき、高野委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第2「教育長報告」を行います。本日の教育長報告につきましては、議案書をご覧くださいことにしまして、ここで少しこれまでの新型コロナウイルス感染症対策について説明させていただきたいと思っております。それをもって教育長報告に代えさせていただきます。この新型コロナウイルス対策につきましては、国の要請に基づき急遽小中学校、幼稚園の臨時休業や、イベントの中止、生涯学習施設の利用制限を行ってまいりましたが、これらは冬の時期によく学校園で見られるインフルエンザの感染症予防対策ということで、それぞれ個別の学校園が学級閉鎖や学年閉鎖をしたり臨時休業したりという処置をすることがあるのですが、そういった次元の措置と少し異なりまして、その感染症を予防するということはもちろんなのですが、それ以外にも学校外の一般市民への影響や、国や府への影響等の事情を総合的に勘案し、教育委員会として全学校園一斉の対策を判断したものでありますので、これはまさに教育委員会の権限である教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関することであることから、本定例会の案件になっていることをまず押さえておきたいと思っております。後ほど、報告案件として説明させていただくこの方針決定に際しましては各委員には事前に報告し、了解をいただいたもので、更にはこの基本的な考え方にに基づきまして、それ以降についても、国や大阪府の動向、感染者の発生状況、本市の感染症対策に沿った形で随時適切に対応することについて了解もいただきましたので、実際にも当初の方針以降、図書館の閉館やトレーニングルームや更衣室の使用制限などを行ってきたところです。また昨日も急遽電話にて協議させていただきました、学校の校庭の開放については、3月19日、23日午前9時から午後3時まで、3月24日につきましては修了式を行い、その後午後3時まで実施するという、あるいは春休みにはコロナの拡大を避けるため、換気をする、人の密度を下げる、近距離での会話等を避けるというような三原則をしっかり守った上で部活動をする、あるいは入学式については今のところ、現時点ですが予定通り4月7日、8日に行うことなどにつきましても急遽連絡させていただきました。これらにつきましては3月13日に国から「児童生徒の健康保持の観点から学校の校庭、体育館、公共スポーツ施設の開放を設置者や各学校等において検討していただき、児童生徒の運動する機会を確保していただきたい。」というQ&Aが発せられましたこと、あるいは3月16日に大阪府の方からクラスター発生のリスクを避けるための三原則に留意した上で、教育活動を行うことができるというものが府立学校の方針として出され、それに合わせて「各市町村教育委員会も適切に判断してください」という趣旨を踏まえて行ったものでございます。卒業式、卒園式についても、従来と違う形ではありましたが、感染症対策に充分配慮しながら滞りなく終えましたことをご報告いたします。子どもたちも保護者の方も

異例の式にはなりましたが、無事に終えたことで安堵されたのではないかと推察いたします。今般の緊急かつ異例の対策につきましては市民の皆様からは賛否両論いろいろな意見が届いております。子どもたちやご家庭にも精神的、経済的にご負担をおかけしていることも重々承知しておりますが、教育委員会としましてはこの緊急対策は何を最大の目的に行っているのかをしっかりと見据えて、かつそのような状況下でも必要最低限の対策を講じるなど、今後も国、府、近隣市の状況も勘案しながら適切に対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。これをもって教育長報告にかえさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第29、報告第19号「生徒指導の件」、日程第30、議案第31号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会及び箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果並びに同職員の処分の件」、日程第31、議案第32号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会及び箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果並びに同職員の処分の件」、日程第32、議案第33号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件」は人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とし、日程追加第1、報告第20号「箕面市教育委員会の所管に係る令和元年度一般会計補正予算（第9号）の件」を先に審議した後に、当該案件を審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第12号「新型コロナウイルス感染症対策に係る方針策定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育次長に求めます。

○教育次長（高橋由紀君）： 本件は、新型コロナウイルス感染症対策に係る方針を策定する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。まず小学校及び中学校における対策としまして、令和2年3月2日から同月24日までの間は臨時休業とすること、部活

動は当面、公式試合を含む全ての活動を中止すること、令和元年度の卒業式については規模を縮小して実施すること、学童保育については、当該臨時休業期間中にある場合は、長期休養期間中と同様に実施することなどと定めています。幼稚園、保育所等による対策としましては、小中学校と同様に令和2年3月2日から同月24日までの間、市立幼稚園は臨時休業とすること、市立保育所については通常保育を行うこと、令和元年度卒園式、修了式は規模を縮小して実施すること、あいあい園、おひさまルームは通常どおり業務を行うことなどと定めています。生涯学習施設における対策については、不特定多数が集まるイベントは中止すること、中央、東、萱野南図書館の自習室は、令和2年3月2日をもって、当面の間、閉鎖することなどと定めています。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（丹澤直己君）： いろいろご対策いただきましてありがとうございます。先ほど、教育長の報告等も重ね合わせて、今回このようなコロナウイルスの対応というのは本当に異例の対応だと思います。国全体の対応になってきております。生徒だけでなく保護者、教職員も当たり前であった学校運営や当たり前であった施設開放が当たり前でなくなったというところに対していろいろと考へなくてはいけないというのが我々市民にとっても、教育委員会にとっても当てはまると思います。そういったところで子どもたちが1カ月間、家の中にいて、学校が再開した時にスムーズに学校に登校できるかどうかも危惧していかないといけないと思いますので、再開にあたった時の生徒の対応も改めてお考へいただければと思います。よろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第12号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、議案第12号「箕面市立生涯学習センター条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センターの管理及び運営を令和2年4月1日をもって指定管理者制度に移行することに伴い、箕面市立生涯学習センター条例施行規則の全部を改正するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第12号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第5、議案第13号「箕面市立総合運動場条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長 : 本件は、令和2年4月1日をもって、箕面市立総合運動場条例の改正に伴い、関係規定を整理するため、箕面市立総合運動場条例施行規則の一部を改正するため提案するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長(藤迫稔君) : 確認ですが、条例を改正したから条ずれが起こってそれを引用している規則を変えているということですが、そもそもなぜ条例を改正したかというのを、簡単でいいので説明をお願いします。
- 子ども未来創造局保健スポーツ室長 : まず条例の、もともと総合運動場のプールについてですが、「市民プール」という名称で扱っていたのを「水泳・水遊場」という区分の名称に変わりました。条例の中で開館時間及び休館日という項目について細かく規定しておりましたが、今回新しく水泳・水遊場の開館時間及び休館日を市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で委員会の承認を得て、指定管理者が定めるものとするという内容に変えていきまして、その中で条例の一部が2条ずつ繰り上げられることによる改正となります。
- 教育長(藤迫稔君) : 条例の中で新たに水泳・水遊場を位置づけたことによって条ずれが起きましたので、それを引用している規則を改正することです。
- 代表教育委員(山元行博君) : 他、どうでしょうか。
- 代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第13号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第6、議案第14号「箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。
- 子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長 : 本件は、箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センターの管理及び運営を令和2年4月1日をもって指定管理者制度に移行することに伴い、箕面市社会教育施設事務機器使用に関する要綱の廃止を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第14号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは案件の説明を終えた事務局職員は退席してください。

（案件の説明を終えた事務局職員の退席）

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、議案第16号「箕面市病児・病後児保育実施要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、病児・病後児保育の利用対象児童を拡大するため、箕面市病児・病後児保育実施要綱の一部を改正するものです。主な内容としましては、利用対象を認可保育園、小規模保育事業、認定こども園、保育利用コースに在籍している児童に加えて、幼児教育保育の無償化により、幼稚園及び認定子ども園の幼稚園コースに在籍する児童のうち、保護者が就労のため保育の必要があると新たに認定を受けた児童も対象に加えるものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：確認なのですが、特に病児保育の方ですが、病児保育を始めてまだそんなに日は経っていないのですが、対象者を拡大することについて、拡大しても実施できるということで提案をしてもらっていると思いますが、その状況だけ、委員で確認したいと思いますので説明をお願いします。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：利用状況についてですが、現在、キャンセル待ちなどでお待ちいただいている状況ではなく、利用を希望したかたは利用できているという状況になっております。今回増えた対象者につきましては、400名程度となりますが、これらのかたのうち、本当に利用されるかたがどれだけいるのかということになりますが、今のキャパシティの中で対応できる範囲と思っております。

○子ども未来創造局担当副部長：今の説明に補足しますと、今、箕面市内には病後児保育室として2室、病児・病後児保育室として1室、合計3ヶ所で受けさせていただいてるのですが、インフルエンザ等の感染症で混み合う時期につきましては、例えばですが、病児・病後児保育室で全ての病児を受け入れ、病後児を他の2室に振り分けるなどの調整により、きちんと受け入れていけると、一定見込みがたっておりますので、このたび対象者を拡大させていただくものです。

- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第16号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、議案第17号「箕面市妊婦健康診査費助成要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。
- 子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、妊婦健康診査にかかる費用に対する公費助成金の交付について、府内・市町村の状況をふまえて、助成金の額を変更するため、箕面市妊婦健康診査費助成金要綱の改正を提案するものです。内容としましては、全14回分の助成のうち、第8回目の助成金の額を12,000円から15,000円とし、同じく第12回目を6,560円から12,000円とし、全14回分の合計助成金額を101,560円から110,000円とするものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第17号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第10、議案第18号「要保護児童対策協議会設置要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童相談支援センター副センター長に求めます。
- 子ども未来創造局児童相談支援センター副センター長：本件は、地方公務員法の改正に伴い、箕面市要保護児童対策協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、同協議会の構成員となる者につきまして、特別職非常勤職員から私人へ移行する職種の謝礼の額を新たに定める必要が生じたため、箕面市要保護児童対策協議会設置要綱の一部改正を提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第18号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第11、議案第19号「箕面市立

保育所嘱託医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、箕面市立保育所嘱託医の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、児童福祉法第45条の規定に基づく大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条第1項に定める保育所嘱託医を8名を新たに委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第19号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第12、議案第20号「箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、箕面市病児保育相談医及び病後児保育相談医の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、箕面市病児・病後児保育実施要綱第10条第2号及び第3号の規定により、新たに病児保育相談医を1名、病後児保育相談医を3名委嘱するために提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第20号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第13、議案第21号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、箕面市児童福祉施設会計指導員の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱第7条第4項の規定に基づき、新たに保育施設の指導監査の体制の充実をはかるため、公認会計士の資格を有する児童福祉施設会計指導員を2名委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第21号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第14、議案第22号「箕面市早期療育内科医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 本件は、箕面市早期療育内科医の任期が令和2年3月31日をもって満了することに伴い、大阪府指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第3項第1号に規定する嘱託医として、新たに早期療育内科医を委嘱するため提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、議案第22号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは案件の説明を終えた事務局職員は退席し、これから案件の説明を行う事務局職員と交代してください。

(案件の説明を終えた事務局職員の退席)

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第15、報告第13号「箕面市子ども・子育て支援条例改正要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長 : 本件は、児童福祉法の改正に伴い、関係規定を整備するため、箕面市子ども・子育て支援条例の一部を改正する条例の制定を箕面市長に要請する必要が生じましたが、教育長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただいたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第13号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第16、議案第23号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、学童保育室の定員拡大及び利用手続に関する規定の整備を行うため、箕面市学童保育に関する条例施行規則の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第23号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第17、議案第24号「箕面市学校給食費の取扱いに関する規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校給食担当室長に求めます。

○子ども未来創造局学校給食担当室長：本件は、令和2年4月から学校給食費を公会計化することに伴い、市立小学校及び中学校の学校給食に係る費用の取扱いについて定める必要があるため、箕面市学校給食費の取扱いに関する規則の制定を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：再確認という意味で、今、説明があったように給食の公会計に伴って規則を制定するのですが、公会計になる前となった後と保護者にとって、何が変わるのか、何も変わらないの、その辺りのことを説明してください。

○子ども未来創造局学校給食担当室長：公会計化になる前となった後の保護者のかたの負担は、基本的には変わりません。納付方法等全て同じです。ただ1点のみ、例えばアレルギー等の欠品に伴って給食費を減額する場合の届出だけは、お金にかかることですのでご提出をお願いする形となりますが、それ以外は一切変更ございません。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第24号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第18、議案第25号「箕面市塾代助成金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案

理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長： 本件は、令和元年度から低所得世帯に対し学校外教育の場において教育を受ける機会を提供し、塾等に要する費用を助成する制度を試行実施していますが、令和元年度は生活保護受給世帯と児童扶養手当受給世帯の小学3年生を対象としていたものを、令和2年度は小学4年生を対象とし、試行を継続するため本要綱の制定を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 今年度は小学3年生を対象としていたのを、学年を迫りかけて、次は4年生を対象にするわけですが、総合教育会議のところで事前に議論させていただきましたけれど、データとしては、我々が想定していたような顕著なデータが出ておりますので、この塾代助成の事業が効果があったのかどうかを判断するために、もう少し期間が必要だと思うので、追っていきたいと思っています。生活習慣が定着してきたというデータ、あるいは逆に集団に入ることによって若干精神的にプレッシャーやストレスがかかっているというようなデータが出ておりますので、しばらく追っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第25号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第19、議案第26号「箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長： 本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教職員の業務量の適切な管理等について定めるため、箕面市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 説明がありましたが、特別措置法の一部改正に伴う大きな変化が2つあり、そのうちのまず第1弾として勤務時間の上限について定めるというのが令和2年度のものであります。この先、第2弾がどういう内容かという説明を今の時点でできたらお願いします。

○子ども未来創造局教職員人事室長： まず勤務時間の上限を定めているのが特別措置法の変更ということで今回改正するものです。もう1つは変形労働制の

導入についてということで法律は改正されましたけれど、実際それを学校現場でどのように導入していくのかという部分については、まだこちらとしても議論ができていないところで、国からもまだ具体的な方向性が出ていません。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○委員（丹澤直己君）：私が勤務している学校は変形労働制を導入しております。教職員たちの働き方改革というところで、やはり教職員たちも自分自身の時間にも有効に過ごすことによって、子どもたちにその分笑顔で接することができるということから、やはりきちんとした休息を取ってもらえるということは、教育にも直接影響する、非常に大事なことだと思いますので、ぜひ前向きに検討して行ってください。よろしくお願いします。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第26号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第20、議案第27号「箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱改正の件」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、地方公務員法の改正により、特別職としての箕面市教育委員会活動評価委員の職を廃止するため、箕面市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱の全部を改正しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第27号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第21、議案第28号「箕面市教員資質諮問委員設置要綱廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長：本件は、地方公務員法の改正に伴い、特別職としての箕面市教員資質諮問委員の職を廃止するため、箕面市教員資質諮問委員設置要綱の廃止を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第28号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第22、報告第14号「箕面市教育委員会の所管に係る令和元年度一般会計補正予算(第8号)の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長 : 本件は、令和元年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。学校教育関係におきましては、歳入においてGIGAスクール構想に伴う国庫補助金及び市債の増額、その他の増減により9億3,643万4千円の増額を、歳出においてはGIGAスクール構想に伴うタブレット導入に伴う教育ICT環境整備事業の増額、その他の増減により9億9,421万円の増額をそれぞれ計上しています。また繰越明許費補正として、国庫支出金の確保のため必要経費を翌年度に使用するため、教育ICT環境整備事業の補正を行っています。続きまして、子育て関係におきましては、歳入において給付見込額の減による児童手当費負担金の減額、子育て応援幼稚園保護者補助金等の給付見込の調整に伴う子育て支援施設等利用給付費負担金の減額、その他の減額により7,568万5千円の減額をしております。歳出におきましては、受給者の減による児童手当給付事業(扶助費)の減額、補助申請見込の減による教育・保育給付施設等運営費補助事業の減額、その他の増減より、1億7,315万7千円の減額をそれぞれ計上しています。また繰越明許費補正として、関係者等との協議に日時を要したことによる事業所内保育所整備費補助事業の補正を行っています。続きまして、生涯学習関係におきましては、歳入において指定管理施設使用料収入、740万円の減額、歳出において執行見込の減による公共施設管理運営システムの減額、その他の減額により、976万7千円の減額を計上しています。また繰越明許費補正として、関係者等との協議に日時を要したことによる総合水泳・水遊場整備事業の補正を行っています。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : それでは、報告第14号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第23、報告第15号「箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会への諮問の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教職員人事室長に求めます。

○子ども未来創造局教職員人事室長：本件は、府費負担教職員の非違行為の審査について、箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会に対し諮問をする必要が生じたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第15号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第24、議案第29号「箕面市教育委員会活動評価委員解職の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、地方公務員法の改正により、特別職としての箕面市教育委員会活動評価委員の職を廃止することに伴い、同委員3名を令和2年3月31日をもって解職しようとするものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第29号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第25、報告第16号「箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長：本件は、いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条第2項の規定に基づき、箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会委員を任命し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するもの

です。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第16号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第26、議案第30号「箕面市立小学校及び中学校の学校医委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

○子ども未来創造局学校教育室長：本件は、令和2年4月1日付をもって委嘱する箕面市立小学校及び中学校の学校医のうち、1名を変更の上委嘱するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、議案第30号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第27、報告第17号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第17号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第28、報告第18号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る令和2年2月20日に開催さ

れました令和2年第2回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成いたしましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第18号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程追加第1、報告第20号「箕面市教育委員会の所管に係る令和元年度一般会計補正予算（第9号）の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、令和元年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る令和元年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定に基づきご報告するものです。学校教育関係、子育て関係におきまして、新型コロナウイルス緊急対策事業として、歳入として3,305万7千円の増額、歳出として3,315万6千円をそれぞれ計上しています。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第20号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第29、報告第19号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴のかたは、退席してください。

（傍聴者及び当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員の退席）

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第30、議案第31号「箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市職員分限懲戒審査委員会及び箕面市教育委員会教職員分限懲戒審査委員会の審査結果並びに同職員の処分の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員は、退席してください。

（当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員の退席）

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案22件、報告8件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。

○教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これをもちまして、令和2年第3回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後3時17分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

委員